

精華町公共施設使用料等審議会（第五回）

◆日時

平成31年2月8日（金）午後1時15分～午後2時45分

◆場所

精華町役場庁舎 5階 501・502会議室

◆出席者

小沢会長、井上副会長、義忠委員、武内委員、柏木委員、島崎委員、
世羅委員、高鍋委員、田中委員、山口委員

◆欠席者

なし

◆傍聴者

2名

◆議事

1. 開会

2. パブリックコメントの実施結果について

《資料21》パブリックコメント結果についてのとおり

3. 審議

- ・公共施設使用料等の在り方について（答申案）

《資料22》公共施設使用料等の在り方について（答申案）

①パブリックコメントの実施結果について

(会長) 本日は、12月から1月にかけて実施したパブリックコメントの結果を報告いただき、最終的な答申をまとめるという会議でございますので、皆さん、審議のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次第の2つ目、パブリックコメントの実施結果について、事務局から報告をお願ひしたいと思ひます。

(事務局) 先般実施いたしました公共施設使用料等設定基準(素案)に係りますパブリックコメントの実施結果につきまして、その概要を報告させていただきます。

パブリックコメントの実施概要といたしましては、平成30年12月14日金曜日から平成31年1月15日火曜日までの1カ月間、町ホームページに掲載いたしましたほか、財政課の窓口や各公共施設の窓口に用紙を配架して、意見募集を行ったところでございます。この結果、提出されました意見の総数といたしましては、56件、56人の個人や団体の方からご意見を賜ったものでございます。

次に、寄せられましたご意見の内容を事務局で項目ごとに分類をさせていただきましたところ、延べ件数ではございますが、料金体系に関することが61件でございました。そのうち、平日休日単価に関することが23件、加算料金の設定に関することが12件、割引割り増し設定に関することが26件でございました。

次に、公費負担割合に関することが7件、減免規定に関することが10件、定期的な検証に関することが3件、そして改定料金に関すること、改定料金は見直し後の料金ということでございますが、これに関することが27件、その他に関することが23件となっております。

この頂戴いたしましたご意見への町の考え方という対応につきまして、AからEまでの分類によりお示しをさせていただいております。Aにつきましてはご意見を踏まえて素案に反映させたもの、Bは、意見の趣旨が素案に沿ったもの、すなわち肯定的なご意見によるもので、ご意見を踏まえまして取り組みを推進するものでございます。次に、Cは、素案に直接的ではないものの、そのご意見を今後も参考とさせていただくものでございます。Dは、素案に対する質問や要望といった内容でございまして、町の考え方を改めて説明・確認をさせていただき、

ご理解を求めるものでございます。Eは、AからDに当てはまらない、その他として分類してございます。

寄せられました提出意見の主な内容でございますが、まず、料金体系のうち、平日休日単価を同一にするという素案の考え方に対しましては、全23件のうち、おおむね肯定的なご意見が過半数の12件でございました。11件につきましては、主に平日利用されていると思われるであろう方々から、平日の割引維持を望まれるご意見が目立ったところでございますが、審議会でのこれまでのご議論を踏まえまして、同一単価にするこの考え方を改めて説明・確認させていただくものでございます。

次に、現行では冷暖房費や備品、あるいは設備など加算設定としている料金体系につきまして、標準的な施設の使用形態に伴い使用するものについては基本使用料に含めていくという考え方につきましては、全12件のうち、おおむね肯定的なご意見でございました。

次に、割引割増設定につきましては全26件のご意見が寄せられてございまして、そのうち、町外利用の使用料を町内利用と同一料金にするということに対しましては、町内利用の促進が図れなくなってしまうのではないかというご意見や、税負担との関係から否定的なご意見などが寄せられました。パブリックコメントに付しました素案では表記をし切れていなかったところでもございまして、こうしたご意見を多数頂戴したわけでございますが、町外利用につきましては、まずは町内利用の予約を先に受け付け、それでも利用申し込みのない時間枠を施設の有効活用、すなわち稼働率の確保を行い、また、広域的な交流促進を目的として同一料金といたく、こうした寄せられましたご意見を踏まえまして、予約開始時期の点を明確に反映させました上で同一料金とすることで対応したく考えてございます。これが意見への対応ということで、Aというふうに分類をさせていただいてございますが、内容としてはこの予約時期の点を明確に反映させるという1点でございます。

次に、公費負担の割合については7件の意見がございましたが、その中でも、特徴的なご意見といたしましては、資本費から算出される料金相当額を維持管理費に流用されないような仕組みづくりが必要ではないかというご意見ですとか、複合施設についてはそれぞれの機能ごとに負担割合を算出することがより妥当で

あるといったご意見、また、使用料は多少割高になったとしても、より充実した設備で満足度を向上させるような、精華町としての特徴を出していったらどうかというようなご意見がございました。これら特徴的なご意見につきましては、審議会でもまさに皆様方にご審議いただいた内容でございまして、今後の定期的な検証を進める上での参考とさせていただきたいという考えでございます。

次に、減免規定につきましては全10件でございしますが、多くは現状の減免適用を維持してほしいというご要望の趣旨が多く、町の考え方を説明の上、改めてご理解をお願いするものでございます。

次に、改定料金、すなわち見直し後の料金に対しましては、全27件のご意見やご要望が寄せられましたが、利用者の方々から使用料の現状維持を望むもの、あるいは使用料の増加はやむを得ないとしても、極力、増加幅を抑えてほしいというような内容が多かったものでございます。これにつきましては、今後、将来にわたって公共施設を維持・運営していく責任を果たすべきという観点から、素案の考え方を改めて確認し、説明をして、ご理解をお願いしたいという対応としてございます。

以上がパブリックコメント実施結果の概要の報告でございました。頂戴した個々個別のご意見とその回答内容及び対応区分につきまして、表紙をめくっていただきました以降、詳細に記載をしております。頂戴したご意見と回答の全てをご確認いただきますのは時間の関係がございしますことから割愛させていただきますが、どうぞご了承、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からパブリックコメントの結果の報告については以上でございます。

(会長) 56件のご意見をいただいたということで、それを項目ごとに区分して一覧表もつくっていただき、事務局として検討を加えた上で、答申に反映するもの、あるいは考え方として引き続き理解を求めるものというような、いろんな整理をしていただきました。特に素案に反映すべしというような意見が整理されたのが割引増設定の町外利用についてのことが多かったということで、説明でもありましたように、予約時期を町内に優先的に早く設定すると。それ自体につきましてはこの審議会でも既に議論はしていることでもございましたけども、改めて町民の方のご意見も多かったということもあり、町内利用の予約時期の優先的な期間を設定するという形で答申、素案に反映するのがふさわしかろうということで、こ

ういう対応をさせていただく、そういう説明でございました。

1 ページから 15 ページまでパブリックコメントの詳細も紹介させていただいていますが、何かご意見ありましたらお願いしたいと思います。

(世羅委員) まず、パブリックコメント自体が非常に多かったのに驚きでありまして、まとめていただいた資料を見ると、延べ件数で 131 件ということで、私が経験した中でも一番多いというか、相当多いという感じを思います。それだけ関心高いかと思っています。内容を見ますと、やはり平日休日の単価が一緒になるとか、あるいは利用が減るのではないか、みたいな懸念もありますので、料金改定した後と前ぐらいで変化状況をしっかり把握した上で、それを公表していくというのも大事かと思しますので、今後、町でしっかり管理をしていただき、わかりやすく、どういう変化があったかというのを出したらどうかと思います。

あと、7-3 のコメントなのですが、ご意見等のところの最後の文章で、「前時間使用割引」の「ぜん」というのが「前」になっているのですが、これは回答のとおり「全て」と間違えています。

(事務局) いただきましたご意見につきましては、表の上に小さく記載をしておりますが、提出されたご意見につきましては恐らく誤字であろうと思われるものにつきましても、原文のまま記載をさせていただいております。前後の趣旨から、前の「前」ではなく、全ての「全」の全時間だろうということで回答をさせていただいております。

(会長) 私も 56 件の意見が寄せられたというのはすごく多いと思いました。おっしゃったように、本当に関心が高いということじゃないかなと思います。

(山口委員) 答申案につきましては特にございません。ただ、今後のこととして、パブリックコメントに寄せていただいたことで、2 点ほど重要な指摘があったかという気がしています。

1 つは、この料金を考えるに際して、活性化の話も同時に考えるべきではないかということで、これはこちらの会議の趣旨とちょっと違いますので、別に多分検討される機会を設けられるのだらうと思っておりますが、それは大変重要なことかというふうに思っております。

もう 1 点が、例えばパブリックコメントでは、6-4 に文化活動のために考えてほしいとか、そういうふうに目的、町の戦略みたいなことに関するご意見があ

ったのが目につきました。これも私も審議会で何回か言わせていただきましたけれども、料金とか活性化というものの背景には、町がどちらを向いて元気になっていこうとしているのかなど、そういう大きな話があってこそその面もあるかと思えます。これも本会議の趣旨とはちょっと違いますので、ここで議論はできないとは思いますが、今後、町の全体計画などにおいて検討されながら進めていかなければいけないかというふうに感じました。活性化と戦略の話、この点だけちょっと気がついたということで述べさせていただきました。

②審議 公共施設使用料等の在り方について（答申案）

（会長） パブリックコメントの実施結果を踏まえて、次第としては3番目の審議ということで、公共施設使用料等の在り方についての答申案のご説明を事務局のほうからお願いしたいと思います。

（事務局） 答申案ということで、お手元にお配りをしております2枚物の資料、こちらに沿ってご説明をさせていただきます。この内容については、事務局の案ではなくて、会長とご協議をさせていただいて、これまでの審議内容について、落とし込みをさせていただいているものでございますので、その点についてご理解をお願いしたいと思います。

まず、1ページ目については、この間、諮問があったことについて、別紙のとおり答申しますというものになっております。

内容については、次のページをめくっていただきまして、1ページからになってまいります。順に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、前段で記載している部分については、公共施設使用料等設定基準の在り方という部分について、この間、審議会でご審議いただきました。その審議をいただいた部分で確認できたことで、まず、公共施設についてはいずれの施設も開設当初以来、使用料等を大きく見直すことなく今日まで至っているということ、あわせまして、その公共施設間での統一的な使用料についての設定基準がないといったような点から、施設ごとで設定に違いがあるというような状況にあるということが確認できました。

また、いずれの施設においても、開設からおおむね20年程度を経過してござ

いまして、また、現地視察、あるいは担当部署からの聞き取りも踏まえていただいた中では、維持補修が必要な箇所が多く見受けられたことなどによりますと、大規模改修、あるいは長寿命化対策が必要な時期に差しかかっている状況であるといったことをご確認いただいたのかと考えてございます。今後、行政を取り巻く環境については、社会情勢などにより年々変化をしていくというふうにございますので、審議会として諮問のあった内容については、この答申以後において、定期的な検証に努められたいというようなことで前文を締めくくりさせていただいてございます。

以下、それぞれ審議会でご審議をいただいていた項目を大きく3つに分けてそれぞれ記載をさせていただいております。

まず、1つについては、施設の公費負担（受益者負担）割合ということで、2行目からですけれども、負担割合を求めるには、公共施設に要する費用をまず明らかにしなければならないということで、冒頭申し上げたとおり、精華町の公共施設は、開設から概ね20年程度が経過した施設が多く、現状においても維持補修が必要な箇所が多々見受けられています。さらに、大規模改修などが必要な時期に差しかかっているということを確認いただけたと思いますけれども、これら公共施設を長く活用するためには維持管理費のみならず、施設の資本費も含めた総費用で考えること、これが将来にわたって公共施設を維持する責任を果たす観点からも必要であるのではないかという点を記載しています。

次に、公共施設にかかる費用を使用料と税とでどう分かち合うかについてですが、各施設の設置の目的、あるいは施設の性格に応じて分類することが妥当であります。この負担割合を求めるに当たりましては、各公共施設を行政施策の中でどのように位置づけ、あるいは予定されている各公共施設の大規模改修に係る費用も踏まえた上で負担割合を求めることが、本来は必要であります。

しかしながら、先ほど来から申し上げますとおり、大きな見直しをすることなく今日まで至っている現状では、急激過ぎる変化が必要となりかねないこと、あるいは今後の大規模改修など今後に委ねていく部分も多いことがありますことから、利用状況、施設にかかる収支状況など現時点での状況を前提といたしまして、当面目指すべき姿の負担割合ということで表を記載させていただいてございます。

そして、大きい2つ目、料金体系についてでございます。料金体系については、先ほども申し上げておりますとおり、統一的な基準がないということで、料金体系について統一されたいということで、3つの項目を掲げさせていただいております。

1点目については、平日単価と休日単価についてです。これは、先ほどパブリックコメント等でもありましたとおり、勤労者にとっての同一単価であることの公平性であったり、休日に利用が集中するとも限らないなどといったような部分も加味した中で、平日と休日単価は同一単価で統一することが妥当であるということです。

2点目は、加算料金の設定の関係です。施設全体にかかる費用から標準的な使用形態での使用料を算定したといたしますと、加算料金を設定する必要がないこと、あるいは費用とその対価の使用料等については基本的に年度単位で捉えるといったようなことなどから、標準的な施設使用形態に伴いまして使用いたします備品、設備等の使用料については基本料金に含めることが妥当であるということです。

ただし、ご議論もいただいておりますとおり、例えば屋外照明のように昼夜間で明らかに使用に際しての生じる費用が異なる場合、あるいは標準的な施設使用形態の範囲を超える、いわゆる特殊なものというものについては、別に料金設定をすることを妨げるものではございません。

3つ目の割引割増設定の関係でございます。3つございまして、1つは、全時間使用割引の関係です。ご議論等いただいた中で、費用とその対価の使用料という対応関係において、これは廃止をすることが妥当であるということです。2つ目の営利利用については、現状どおり割増設定ということで設定しておくことが妥当であるということです。最後、3つ目になりますけれども、町外利用の関係でございます。この部分については、利用申し込みの予約設定に差をつけるということ、はっきりと規定に明記をした答申ということとしてございます。町内予約を一定期間経た後においても、まだなお利用申し込みのない時間枠について、施設を有効活用、広域的な交流促進のために割り増し設定を行わないことが妥当であるといったようなことで、パブリックコメントでございましたとおりの内容について、少し具体的に記載させていただいているところでございます。

そして、ページをめくっていただきまして3ページ目の大きい3つ目について

は、減免規定の関係でございます。減免規定については、本来、使用料で負担する部分を施設の設置目的等に応じまして、一定の施策的配慮によりまして当該使用料部分を公費負担をすると、すなわち補助金支出と同様のような形での公費を投入しているという点から、客観的かつ厳密な取り扱いで統一されたいということで、この間、審議会でご議論いただいた内容をそのまま記載させていただいたということです。

具体的には、特に登録制度についての事前認定であったり、あるいは適用基準、適用団体の公表について、記載させていただいているところでございます。

以上、答申に対しての素案の説明といたします。

(柏木委員) 細かい話なのかもしれませんが、1ページ目から2ページ目にかけて、2ページ目で分類が出てくるのですが、その説明のところ、下表のとおり求めたと書いてありますが、この下表がこの図のことを言っているのかなと思いましたが。

あと、「下」と書いてあるのですが、次のページに行っているので、「下」でもいいのかもかもしれませんが、「次」でもいいのかもありません。

さらには、今、表になっていますが、できれば2ページの図にはタイトルがあった方がいいかなと思うのですが、このタイトルのつけ方が意外と難しいなと思っていて、この図を見てみますと、各公共施設の負担のあり方をどこに設定するかというようなプロットをしている図なのですが、本文では当面目指すべき姿としての負担割合ということになっているので、ちょっと文章と図の関係性が合っているのかどうかというのは気になりました。

会長 確かに言われてすぐ気がついたのですが、表ではありませんから、しかも、下というのは、ページがまたがっているんで、下というよりは次の図のようにした方がいいかと思います。ですから、1ページの下3行目ですけども、負担割合を次の図のとおり求めたということぐらいかなと思います。

図にしろ、表にしろ、タイトルが要るのではないかというご指摘も、それもまさにそのとおりで、私ら、学生の論文には表とか図には必ずタイトルをつけろと言っている立場からいって、失念していたのですが、まさにそのとおりでございます。じゃあ、どういうタイトルがふさわしいのかということですが、一番この項目にふさわしいのは、1番の項目そのものが『施設の公費負担(受益者負担)』

割合について』というのがこの項目になっているので、それをそのままタイトルにしておいたら一番ややこしいことなく、すっと入ってくるのではないかなと思います。施設の公費負担（受益者負担）割合についてということの考え方を示している図ですので、それでいいのかなというふうに思いますが、いかがですか。

(世羅委員) 前回、私が提出させていただいた資料では、『施設の性質別の公費負担割合の考え方イメージ』という長いタイトルになってしまうので、公費負担割合の考え方イメージ、あるべき姿ですかね。

(柏木委員) 『施設の公費負担（受益者負担）の考え方』みたいな感じですかね。

(事務局) パブリックコメントで出させていただいた時の図では、『各公共施設の当面目指すべき負担割合のイメージ図』ということで、出させていただいているという状況です。

(会長) そのままでいいですけどね。やや長いですね。

(柏木委員) 長いのはそうですが、当面目指すべきは要らないような気がします。

これは、非市場的吗市場的吗、もしくは必需的吗選択的吗というふうに見ているものでもありますよね。もちろん今後また変えていくことはあるのかもしれないのですが、公共施設のあり方について、こう考えられるという書き方でいいのではないかなとは思いますが。

(会長) 今の話も受けて、基本的には1番の項目のタイトルを使えばいいという立場なのですが、ちょっと修正して、『公共施設の公費負担（受益者負担）割合について（イメージ図）』というあたりでどうかと思います。

何かご意見ございますか。意見がないようでしたら私のほうでもう一回再提案させていただきますが、『公共施設の公費負担（受益者負担）割合について（イメージ図）』ということです。それと、本文中の表記は、1ページの下から4行目から、当面目指すべき姿としての負担割合を次の図のとおり求めたという文章を変えます。

以上、再提案させていただきますが、何かご意見ございますでしょうか。

(柏木委員) 下から4行目の文章の中に公費を入れた方がいいような気がします。

(会長) そうですね。当面目指すべき姿としての公費負担割合を次の図のとおり求めると。柏木さんのご意見、私の方からの提案にも反映させていきたいと思えます。

(武内委員) 施設の公費負担（受益者負担）割合についてのところで、施設の資本費も含め

た総費用で考えるということが明記されております。ここに入れるべきかどうか分からないのですが、『よって、町は施設の改修などに今後も努めてほしい』というような文言があっても、よいのかもしれませんが、どうなのでしょう。

(会長) もう古くなっているから何とかしてくれということについては、それは総費用に含めて考える必要があるので、それを考えた上で、どういう形で公共施設を町の責任として維持していくのかということについてはしっかり考えなさいよということは前文に書かれているわけです。ですから、当然、施設改修も含めた形で、町として公共施設を維持していく上での責任をどう果たしていくのかということでは考え方はしっかり示していただかないと、これは困るという話になると思うのです。だから、このままの文章でも私はいけるのではないかとは思っているのですが。

(武内委員) 私たちが言うべきことではないかもしれませんが、施設の改修を積極的に行っていただきたいということは、『維持する責任を果たす観点からも必要である』というところに込められているということなのですかね。

(会長) 私はそのように読み取っています。確かにこの審議会は公共施設の使用料等をどうするのかということであって、改修を積極的にしなさいということは、ちょっと審議会での議論の範囲を超えているような気がします。ただ、実際に我々は見回ったわけですし、これは早く何とかしないといけないというような話もしてきました。それを料金で反映するためには、維持管理費だけではなくて、資本費も含めて公共施設をどう維持するのかという観点で利用料も考えるべきだという、ここまでの意見は皆さん一致したわけなので、その一致した限りで書いていただいていると思っているので、積極的に改修しなさいというのは、審議会の答申としてはそういうことも含めてここに表現しているということで理解していただくのがいいのかと思います。武内さんがおっしゃっているように、このまま古く改修が必要なものを改修せずに放置しとくのかという、それでは困るぞというのはまさにおっしゃるとおりなのですが、それは公共施設を維持する責任を町としても果たせよということで表現されているのではと思いますが、どうでしょうか。

(柏木委員) 文章の真ん中辺なのですが、『維持管理費のみならず施設の資本費も含めた総費用で考えることが、将来にわたって公共施設を維持する責任を果たす観点か

らも必要である』というところで、基本的には単年度のコストだけで自治体は見
がちなのですが、資本も含めて見るということで、将来的な維持管理も含めて物
事を考えていきますという、一応そういう宣言と言いますか、そういう考え方に
切りかえますと読めることは読めると思います。

今までは、どちらかという、精華町だけではなくて、必要に応じて建設費や
修繕費をその時その時に見積もるという話だったのが、そういう考え方を取り入
れて料金設定しますというようには書かれていると思います。

あと、パブリックコメントの中にも、町民の方から文章が難しく何が何だか
わからないという意見もありますから、文章自体はちょっと難しいかなと私も読
んでいて思います。なかなかすぐにはご理解いただきにくいのかとは思いますが。

(会長) いろんな思いを込めながら、丸めた方がよいところは丸めて表現していくため
に、なかなか思いがストレートに伝わらないというようなこともあります。

(柏木委員) 3 ページ目の減免規定の文章なのですが、具体的には2 段落目ですが、『登録
制度によって適用団体を事前認定することで、申請窓口の減免適用の適否を個別
判断することを回避すること、適用基準や適用団体について公表すること』とな
っているのですが、たしか登録制度を事前認定することと、さらに適用基準や適
用団体について公表することで、申請窓口での職員の個別判断を回避することと
なったはずだと思うので、この適用基準や適用団体について公表することは申請
窓口よりも前に置くべきではないかと思えます。

事前認定した上で適用基準や適用団体について公表するとなったような、それ
で個別判断が回避できるであろうということにしたような気がします。

それから、減免を使うのは団体と個人と両方あるということだと思えますので、
個人の話はまた別というか、「また」などを入れた方がいいのではないかと思いま
す。

(会長) 適用基準や適用団体についての公表を前に持ってくるか、後に持ってくるか、
私は流れとしてはどちらでも構わないと読んだ時に思いましたが、そうすること
で、窓口での個別判断を回避できるという。そのためには、登録団体というのは
はっきり決めておく。しかし、それに当たっては、どういう基準で登録団体が選
ばれたのか、あるいは登録団体としてどういう団体があるのかということについ
ては、町民にはっきりと公表しておくということが大事だと。そういう議論をこ

の審議会もしてきました。この前と後ろ、そんなに意味が違うのかなということで、あんまり違いはわからなかったのですが、文章の成り立ちとして、登録制度等によって適用団体を事前認定することで窓口個別判断が回避できるというのが1点と、そうした登録団体の適用基準や団体がどうなのかということについて具体的に公表するという、この2つで成り立っていると思うのですね。

(柏木委員) じゃあ、公表は何のためになさるのですか。

(会長) 登録団体としての認定の基準がどういうものであって、どういう団体が適用されているのかというのをオープンにしておく、公表するというのは、行政としての透明性を確保する上で重要なことだと思います。

(柏木委員) それは個別判断を回避するためにも使われるのではないですか。

(会長) 個別判断を回避するためにも使われるのですが、そもそも減免団体をしっかりと公表しておくということ自体が、その上に書いていますように補助金支出と同様の意味を持っているわけですから、それは、町民の方にしっかりと基準なり登録団体名を公表しておくということは、窓口での個別判断をするかしないかにかかわらず、それはそれとして常に重要なことじゃないかなと思います。

(世羅委員) 前日に配っていただいた資料20に減免規定の考え方がありまして、そこでは具体的に書かれているのですが、この3ページがちょっと要約し過ぎていて、誤解される可能性があるのかと思うので、例えば減免の全額免除は基本的に採用しないとか、5割減額までにとどめることを前提とするとかいう文言が前回あったのですが、それがなかったのも、それを入れた方がわかりやすいのではないかなと思います。

(会長) 前回の原案のところに出ていた文章をそのまま入れた方が確かにわかりやすいのはわかりやすいですね。

(世羅委員) 結構、いろんな解釈がされてしまうと思うので、あまりよくないかなというふうに思います。

(事務局) 今お示しいただいた資料20について、客観性の確保では3つの項目があって、1つ目は登録制度による認定ということで、その趣旨としては、登録制度などによって認定された団体のみを適用し、認定証を提示することによって、窓口での個別対応は行わないということ。2つ目には、個人にかかる要件ということで、個人の単位の要件については個人での使用が前提であるという部分。3つ目が、

減免適用の公表ということで、減免を適用することについては、その活動を推奨するためのものでもありますことから、登録制度などの適用基準、そして適用団体の公表を行うということです。

(会長) 個人単位の要件というのは適用基準や適用団体の話とは違う話なので、それを3番目にするのではなくて、まず、団体の話を最初に持ってきて、個人の話その次に持ってくるということでまとめられているので、私はこの答申案で示されている順番で十分じゃないかなと思っています。

(山口委員) 別の解釈が可能ないようには言っています。

(会長) 例えば、どういう解釈が可能になりますかね。

(山口委員) 個別判断を回避するために事前認定をすると読めてしまうのです。そうではなくて、事前認定というのは、厳密な規定を設けて、不平等、何でもいいよということじゃないんだよということを示すためにされるわけですよ。そこが何か違うようにも読めたのです。先ほどの資料20の3分割して示された案を読み直してみたのですが、そちらの方が頭には入りやすかったです。

(柏木委員) 資料20をそのまま採用してもいいかもしれないですね。

(会長) 窓口での個別判断を回避するために登録制度によって登録団体を事前認定するというように確かに読めます。前回、資料20で示されていたのは、認定証を提示することなどにより確認し、申請窓口での個別対応は行わないということ。別に個別対応を行わないために、新たに登録団体というのをしっかり決めるんだということではないですね。

(山口委員) 私の手元にはパブリックコメントの実施についてという資料がございまして、こちらが一番後ろの2の個別適用事由における客観性確保のところと同じような文章、3つに分けて書いておられます。そっちの方がすっきりするかと思っています。

ここには、1番目の登録制度について書かれておられるのですが、窓口で判断を行わないということは一切書いてないのです。ちゃんと事前登録してくださいというふうにしか書いてないので、非常にシンプルです。公表についてはちゃんと1項目に分けて公表すると書いてあるので、これは管理者側に見れば公表された数字を見ればいだけのことでですから、これで理解していただけるような気がいたします。

(世羅委員) パブコメで出した資料の方が具体的でわかりやすいですね。

(会長) わかりやすいという話が出ていますが、事務局としてどうですか。

(事務局) 答申をいただいて、基準をつくる際には、パブリックコメントに出させていた
いただいたような形になろうかなと考えてございます。最終的にはこうなりますけど
も、答申の方でも詳しくということでしたら、このパブリックコメントで出させ
ていただいた部分を摘要で入れさせていただくという部分については可能でござ
います。

(会長) ちょっと文章が長くなりますが、それは構わないですか。

(事務局) はい。最終的な考え方は変わりませんので。

(会長) ここについてはパブリックコメントで出させていただいた文言を入れていただ
くということにしましょう。

そうしましたら、変更点は大きく言って3つ。1つ目は、1ページの下から4
行目のところで、当面目指すべき姿としての公費負担割合を次の図のとおり求め
たというふうにして、図のタイトルにつきましては公共施設の公費負担（受益者
負担）割合について（イメージ図）、ちょっと長くなりますが、そういうふうにし
せていただくということ。

それから、武内委員から提案のあった、改修の必要性ということにつきましては
は、この文章で、例えば公共施設が住民の利用に供され、長く活用されるための
ものとするには、維持管理費のみならず、施設の資本費も含めた総費用で考える
ことが将来にわたって公共施設を維持する責任を果たす観点からも必要だという
ふうなところで趣旨としては込められているということで、このとおりとさせて
いただくということ。

それから、3番目の減免規定についてということにつきましては、基本的にパ
ブリックコメントで出させていただいた文言を採用していただくということにな
ります。

以上、修正を含めてご確認いただきまして、そういう形で答申をまとめさせて
いただきます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

③答申

(会長) 精華町長、木村要様。精華町公共施設使用料等審議会長、小沢修司。
公共施設使用料等の在り方について（答申）。

平成30年7月6日付け30精財第67号で貴職から諮問のあった「公共施設の
使用料等設定基準の在り方」について、当審議会で慎重に審議を重ねた結果を、
精華町公共施設使用料等審議会条例第2条の規定に基づき別紙のとおり答申いた
します。

(町長) どうもありがとうございます。いろいろとお礼を申し上げたいと思います。

今、代表の小沢先生から答申をいただきました。それぞれ委員の皆様方には、
昨年の7月6日の30年7月豪雨、国が命名されるような大変な時に諮問をさせ
ていただいて、それ以降、5回にわたって慎重なご審議をいただく中で、きょう、
こうして公共施設の使用料等に関するご答申をいただいたところでございます。
また、それぞれ委員の皆様方には、大変ご多用の中、公共施設に足をお運びいた
だいて、そして現場をしっかりと確認をいただく中で、きょうのこの答申につな
いでいただいたということを受けまして、本当に委員の皆さん方には、大変この
間、お世話になりありがとうございました。

答申内容につきましても、これまで精華町においてはそれぞれの施設がスター
トした時点から見直しをやらないで今日まで来たということもありまして、周辺
の人たちからも、精華の施設を使わせてもらうことが我々としても非常に経費の
負担も軽くなってというようなことの話聞いてきたことも事実でありますけれ
ども、時代の大きな変化の中で、やはりその時その時に適切に見直しをするこ
とが、また一方、私たちにも課せられている責務ではないかと思っております。

なお、行政においても、いつも住民の皆さんの大きなご協力をいただく中で、
私のスタート時点は本当に危機的な状況で、もう予算編成もできなかった。2回、
管理職から、我々の手当を使ってくださいと。行政のトップが頭を下げて協力依
頼は全国にいろいろ例があるわけでありましてけれども、職員の幹部から、我々の
手当を使ってくださいと、こんな進言をいただいて、実際に活用させていただ
いたと。こんな町はないのではないかと、そういうことを思いながらも、きょう、
こうしていろんなことを振り返らせていただいたわけでありましてけれども、とに

かくよくここまで来られたなど。それは、やっぱり住民の皆さんの大きな協力、そして協働のまちづくり、協力し合いながら働くまちづくり、それがまさに定着の方向にあるという、こんな確信を持って、それぞれの場で感謝を申し上げているところでございます。

税金を振り返ってみましても、平成29年度の住民から預かる個人町民税では22億9,100万円。しかし、扶助費は23億8,500万円であり、9,400万円マイナスであります。そういう中でも、いろんな事業展開をさせていただいているということも、非常にうれしく、それぞれ関係課にも感謝しているわけでありますけれども、これからまさに受益とサービスのつり合いをどこでとるのか。当面、行政は住民の皆様サービスをそして喜んでいただく町をという思いの中で執行させていただいているわけでありますけれども、全て無料になればいい、全て安ければいい、やっぱりそういう町では成り立ちません。そういう中で、受益とサービス、どうバランスをとるのかという、これからの時代はそこも求められているのではないかと考えていまして、きょうのご答申を踏まえて、これからはしっかりと次年度予算、そしてそれ以降につきましても、お互いに職員や住民の知恵を結集させていただいて、注目される精華という名にふさわしい行政執行ができればと考えているところでございます。

それぞれ委員の皆様方、また、小沢先生にも大変お世話になりました。この場をおかりしてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

(会長) そうしましたら、5回にわたる審議会、お疲れ様でございました。これであとは町の方で料金体系をどういうふうに具体的に示していくのかと、定期的な見直しというのものは是非しっかりとやっていただければと思います。

以上、終わらせていただきます。ありがとうございました。

(事務局) ありがとうございました。委員の皆様、大変お疲れさまでございました。

先ほど木村町長が小沢会長から答申書をいただきました。今回、こちらの審議会では、先ほど町長からお礼の挨拶もございましたとおり、歴史に名を残す7月豪雨、そのさなかでの開会というようなことから、夏、秋、冬と、季節の移ろいの中で、非常にご熱心なご議論をいただきまして、本日答申というような形で至ったのかなと考えてございます。

本日いただきました答申書は、行政としましても重く受けとめまして、将来あ

るべき姿、それに向けまして課題を一つ一つクリアしながら取り組みを進めていきたいと考えてございます。今後は、答申の中でもございました大規模改修や施設の維持修繕を含めまして、それから将来的な建て替え費用などの基礎となります資本費の算入や、それぞれの施設ごとにばらつきのある利用料金の考え方、減免の規定も含めてですけれども、それらの統一につきましても、これから順次解決していきたいと考えてございます。

最後になりましたけれども、本日で5回の審議会にご多忙の中、ご参加をいただきまして本当にありがとうございました。本町のために多大なご協力、ご尽力いただきまして、この場をおかりしまして厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

以上